

# 公益認定等に関する標準処理期間について

平成 23 年 8 月 1 日  
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

## 1 標準処理期間

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 4 条の認定及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 44 条の認定、第 45 条の認可における行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条に規定する通常要すべき標準的な期間は、4 カ月とする。
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 11 条の認定及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 125 条 1 項の認可における行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条に規定する通常要すべき標準的な期間は、40 日とする。

## 2 標準処理期間の起算日

標準処理期間の起算日は、申請書が提出された日の翌日とする。

行政手続法（平成五年十一月十二日法律第八十八号）

（標準処理期間）

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。